

第7回瑞穂町新庁舎 建設庁内検討委員会																																								
公開・非公開の区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">公開</div> ・ 一部公開 ・ 非公開																																							
非公開 (一部公開)の理由	条例第 条に該当																																							
日 時	平成26年8月4日(月) 15:30~17:00																																							
場 所	庁舎B棟2階 打合せコーナー																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">委員長</td> <td style="width: 33%;">企画部長</td> <td style="width: 33%;">田辺 健</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>都市整備部長</td> <td>田中 和義</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>議会事務局長</td> <td>伊藤 孝裕</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>住民部長</td> <td>栗原 裕之</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>福祉部長</td> <td>村野 香月</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>教育部長</td> <td>坂内 幸男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>地域課長</td> <td>古川 実</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>住民課長</td> <td>小野 基光</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>都市計画課長</td> <td>長谷部敏行</td> </tr> <tr> <td>(事務局)</td> <td>管財課新庁舎建設担当主幹</td> <td>大井 克己</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管財係 係長</td> <td>長谷川 将之</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任</td> <td>清水 健吾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式会社 大誠建築設計事務所</td> <td></td> </tr> </table>	委員長	企画部長	田辺 健	副委員長	都市整備部長	田中 和義	委員	議会事務局長	伊藤 孝裕	〃	住民部長	栗原 裕之	〃	福祉部長	村野 香月	〃	教育部長	坂内 幸男	〃	地域課長	古川 実	〃	住民課長	小野 基光	〃	都市計画課長	長谷部敏行	(事務局)	管財課新庁舎建設担当主幹	大井 克己		管財係 係長	長谷川 将之		主任	清水 健吾		株式会社 大誠建築設計事務所	
委員長	企画部長	田辺 健																																						
副委員長	都市整備部長	田中 和義																																						
委員	議会事務局長	伊藤 孝裕																																						
〃	住民部長	栗原 裕之																																						
〃	福祉部長	村野 香月																																						
〃	教育部長	坂内 幸男																																						
〃	地域課長	古川 実																																						
〃	住民課長	小野 基光																																						
〃	都市計画課長	長谷部敏行																																						
(事務局)	管財課新庁舎建設担当主幹	大井 克己																																						
	管財係 係長	長谷川 将之																																						
	主任	清水 健吾																																						
	株式会社 大誠建築設計事務所																																							
議 題	(1) 建築レイアウトについて (2) その他																																							
内 容	<p>第7回委員会では今までの委員会内容をふまえ、新庁舎建設基本計画策定業務委託業者の協力支援を受け、法的要件や技術的要件を考慮した建設パターンを7案作成し、また、免震、耐震構造で施工した場合の概算工事費を算出した資料をもとに協議を行いました。協議の結果、7つの建設パターンから検討しましたが、レイアウトにはある程度の自由度があること、パターンによっては必要な延床面積を確保することができることを確認し、基本レイアウトについては、今後、プロポーザル方式等の手法を用いて決定していくこととしました。</p>																																							

委員からでた意見及び確認事項等について、以下のとおり要点筆記します。

(1) 建築レイアウトについての意見

Q. 昭和58年建築の地下室を残し、東側に新庁舎を建築した場合、その地下室の上部に建築物は建てるのが可能か。

A. 不可能です。

Q. 職員数を基準に延べ床面積を5,000㎡以上としているが、嘱託員及び臨時職員の人数も反映して算出しているのか。

A. 常勤の机が配置されている嘱託員及び臨時職員の人数を反映して算出しています。教育委員会も含め人数は27人です。

Q. 新庁舎に地下を建設可能か。

A. 可能です。ほとんどが駐車場や倉庫、地下室といった用途になります。また、免震構造とした場合、免震装置は地下部分に設置するので事務スペースとして使用されている例はありません。

Q. 地下食堂を取り壊した場合、代替場所をどうするべきか。

A. 食堂を地下に造らないといけないという訳ではありません。他市では屋上に設置している例もあります。地下部分は免震構造とした場合、ほとんど免震装置に場所を取られてしまうため、倉庫や機械室といった用途に限られてしまいます。

Q. 文書保存箱等の公文書を収納するスペースは新庁舎必要面積の5,000㎡以上の中に含まれて算出されているのか。

A. 職員一人当たりの事務スペースのほか、会議室、休憩室、倉庫等の共用スペース部分も基準に当てはめて必要面積5,000㎡以上と算出しています。

Q. 国の基準に当てはめた場合の町職員一人当たりの面積基準は。

A. 現庁舎の敷地面積で換算すると職員一人当たりの面積基準は20.78㎡です。

総務省基準に当てはめると24.25㎡となります。

24.25㎡に職員数216人を乗じ必要面積は5238.22㎡となります。

- ・ (委員) 7つのレイアウト案の中でも必要面積を多く取れるものが良いと考える。

(2) 確認事項等について

①新庁舎は防災拠点機能を備えた免震構造として概算工事費を積算するものとする。